



2020年7月20日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会

議長 伊藤 稔

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1

第1木村ビル

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、経済活動にも大きな影響を与えている今日の状況ではありますが、2020年度の最低賃金の改定については、コロナ禍だからこそ「労働者全体の賃金の底上げ」によって、この間失われてしまった景気の回復を図るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中小企業の経営に配慮しつつも大胆な引き上げ額を決定することを求めます。

1、最低賃金額を大幅に引き上げること

すでに政労使合意の「全国平均1000円をめざす」確認から10年の節目になることから、現行の最低賃金額を大幅に引き上げることが求めます。

理由は次の通りです。

1) コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが必要

6月26日に開催された、中央最低賃金審議会では、諮問した加藤勝信厚生労働大臣から「新型コロナウイルス感染拡大により中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討する」と審議会に求めましたが、埼玉県労働組合連合会（埼玉労連）が2020年4月～5月に行った、埼玉県内の民間募集時給調査（対象4013件）では、全産業の平均額は1074.4円（昨年4月同時期1040.6円・上昇額33.8円）でした。

昨年10月に926円に引き上げられた最低賃金の引き上げ額28円を上回る水準の引き上げ幅であることを考えると、最低賃金の引き上げと同時に、依然として恒常的な人材不足の状況が続いていることから、人材確保のために市場の時給が上昇傾向にあることが、毎年行ってきた調査結果の推移から推察できます。

実際に、各地域の商工会や商工会議所との意見交換でも、共通していたのが「人手不足」の問題でした。時給調査や懇談の結果から、多くの中小企業は、厳しい中でも優秀な「人材」の確保

を最優先に考え、可能な限りの高水準で労働者の確保の努力をしていることがわかりました。

一方で、全国展開をしているような大手企業と、その他の中小企業の比較では、今回も中小企業のほうが高い結果となっています。これは比較調査を開始した2014年以来変わらない傾向であり、複数県にまたがって事業を展開する大手企業ほど、都道府県別の最低賃金額を利用しているという状況の裏付けなるものです。

さらに、埼玉県内の各自治体が雇用している非正規職員も、最賃に影響を受けるような水準で働いています。昨年10月の最賃改定では、63自治体中27自治体が最賃割れとなり、補正予算を組んで時給改定を行っています。自治体でも、「最賃さえ守っていればいい」という意識があることが示され、全自治体の平均額（2019年4月・924円）も、同時期に行った民間の自給調査の平均額（2019年4月・1040.6円）よりも低水準という実態も明らかとなっています。大手企業が利益を上げている状況の中でも、最賃制度を利用して募集額を調整したり、自治体が最賃を基準に非正規職員の時給を決定しているとするなら、最賃額そのものを大幅に引き上げるべきです。

同時に、「支払い能力論」を解決する手立てとして、消費税増税やコロナ禍の中で経営に苦しむ中小企業には、大幅引き上げと合わせた有効な支援も必要になります。2014年に成立している「小規模企業振興基本法案」と同時に行われた付帯決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが決定されていますが、この決議を実行するための埼玉労連の考え方として「最低賃金の改善のため、中小企業支援の拡充を求める提案」をまとめました。

最低賃金法の根拠となっている憲法 25 条の、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げと、中小企業に対する有効な支援策の実行を埼玉地方最低賃金審議会として、国に求めることを要求します。

2)。都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題

埼玉労連が 2017 年 4 月に公表した最低生計費調査の結果では、20 代の単身世帯が埼玉県（さいたま市）で「普通の暮らし」をするために必要な金額は、月額 24 万円（年収 290 万円）となっています。生計費調査結果と埼玉県の最低賃金を比較すると、「普通の暮らし」をするために必要な生活水準と、実際に最低賃金に近い水準で働く人の生活には大きな隔たりがあります。現在の埼玉県の最賃額 926 円では、審議会で用いられる月 173.8 時間労働でも月額約 160,900 円と、最低生計費調査結果で示された時給とは約 500 円、月額で 8 万円もの隔たりがあります。

さらに、東京との最賃格差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の最賃格差は今年も縮まらず 87 円で、1 ヶ月働くと 1.5 万円（173.8 時間）の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において、東京との 87 円の最賃格差是正を強く求めます。

コロナ禍の中で開催されている今審議会において、最低生計費調査の結果との差、東京との 87 円の格差を考えるなら、「目安」とはならず、時給額 1,000 円以上の早期実現と、東京との格差を縮める大胆な引き上げの提案が必要です。

今審議会において、東京都との格差を縮める明確な意思表示がされることを期待します。

3) 最低賃金の大幅引き上げは有効な景気対策

私たちは、国内総生産（GDP）の約6割を占める家計の消費支出を増やすことが景気回復のうえで重要な対策と考えています。その中でも、最低賃金額の引き上げは、景気浮揚策のひとつであることを訴えてきました。最賃の引き上げは非正規の立場で働く多くの労働者の生活を改善し、収入の増加分が消費に回る比率の高い低所得層の購買力を高め、地域から消費を活性化させます。特に今回のコロナ禍によって収入が減少してしまっている非正規労働者の消費購買力を高めることは経済の回復にとって重要であり、GDPの健全な発展と雇用維持・創出の効果をあげることが期待されます。

中小企業にとっても、「最低賃金の改善のため、中小企業支援の拡充を求める提案」で述べているような有効な支援策のもとで、事業を継続していく環境を確保することができれば、人材不足解消のための道筋が開けます。冷え込んだ国内消費を刺激し、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げることを求めます。

2、最低賃金額は時間額だけでなく、日額および月額表示を復活すること

現在、最低賃金額の表示は時間額のみですが、労働者の就労形態が様々なように、賃金の支払いの形態も様々です。日額賃金で働く労働者は、建設業や委託、下請けの事業に多く見られるとともに、派遣労働者に最低賃金の影響を受ける低賃金階層が多いという事実を考慮すべきです。

最低賃金法は、すべての労働者を対象にしたものですから、その法律にあるように、時間額だけではなく、日額（8時間基準）・月額（1日8時間で20日および21日労働）の表示をすることが極めて合理的で重要です。時短促進の政策と合致させ、矛盾のない表示とすること、つまり時間額だけではなく、日額・月額での表示を行うことが必要です。

3、審議会運営は公開原則を貫き、意見陳述の機会を設けること

最低賃金の改定にあたっては、様々な立場からの意見を聞くことが、審議会運営の大前提と考えます。労働者の実態をより反映するために、第一線の現場に働く臨時・パートなどの非正規労働者の意見を聴取し、議論する機会をもうけ、最低賃金審議会での審議に役立てるべきです。次年度以降も、特に最賃に影響を受ける非正規の立場で働く労働者の実態をつかむため、当事者や、その代表となる組織の意見を聞き、審議会での議論に活かしていただくことこそ重要と考えます。

また、審議会の公開についても、すべて公開としている県もあります。埼労連は毎年提出している意見書において、審議会の公開を要請していますが、残念ながら反映されていないため、下記について実現されることを求めます。

- 1) 引き続き、広範な労働者や中小企業家等の意見を直接聴取する場を補償すること。
- 2) 審議会はすべて公開とし、開かれた場にする。

以上

最低賃金額の水準を検討するための討議資料

埼玉県労働組合連合会

1. 埼玉最低賃金の推移

年	度	日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	発効日
1995年	平成7年	4,978	110	2.21%	625	14	2.29%	1995年10月1日
1996年	平成8年	5,081	103	2.03%	638	13	2.08%	1996年10月1日
1997年	平成9年	5,191	110	2.12%	652	14	2.19%	1997年10月1日
1998年	平成10年	5,283	92	1.74%	664	12	1.84%	1998年10月1日
1999年	平成11年	5,330	47	0.88%	669	5	0.75%	1999年10月1日
2000年	平成12年	5,372	42	0.78%	673	4	0.60%	2000年10月1日
2001年	平成13年	5,408	36	0.67%	677	4	0.59%	2001年10月1日
2002年	平成14年				678	1	0.15%	2002年10月1日
2003年	平成15年				678	0	0.00%	2003年10月1日
2004年	平成16年				679	1	0.15%	2004年10月1日
2005年	平成17年				682	3	0.44%	2005年10月1日
2006年	平成18年				687	5	0.73%	2006年10月1日
2007年	平成19年				702	15	2.18%	2007年10月20日
2008年	平成20年				722	20	2.85%	2008年10月17日
2009年	平成21年				735	13	1.80%	2009年10月17日
2010年	平成22年				750	15	2.04%	2010年10月16日
2011年	平成23年				759	9	1.20%	2011年10月1日
2012年	平成24年				771	12	1.58%	2012年10月1日
2013年	平成25年				785	14	1.82%	2013年10月20日
2014年	平成26年				802	17	2.17%	2014年10月1日
2015年	平成27年				820	18	2.24%	2015年10月1日
2016年	平成28年				845	25	3.05%	2016年10月1日
2017年	平成29年				871	26	3.08%	2017年10月1日
2018年	平成30年				898	27	3.10%	2018年10月1日
2019年	令和元年				926	28	3.12%	2019年10月1日

2. 求人情報誌および新聞折り込み求人紙での調査結果

埼玉連は、県内で配布されている無料の求人情報誌および新聞の折り込み求人紙に記載されていた募集時の賃金額（時間給/下限）を集約した。

※今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置として、WEBでの募集も取り入れている。

【収集期間】2019年4月15日(水)～4月27日(月)

【調査対象】求人情報誌（フリーペーパー）、新聞折り込み求人広告、WEB募集

【サンプル数】基本サンプル数4,013件(2019年5,274件)…うち県外4件(12件)、県内60市町

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

(1) 集計結果…… () 内の左は2019年10月、右は4月結果

時給…平均 1074.4 円 (1066.0・1040.6) 最高値 2,580 円 (2500・2,700) 最低値 926 円 (926・898)

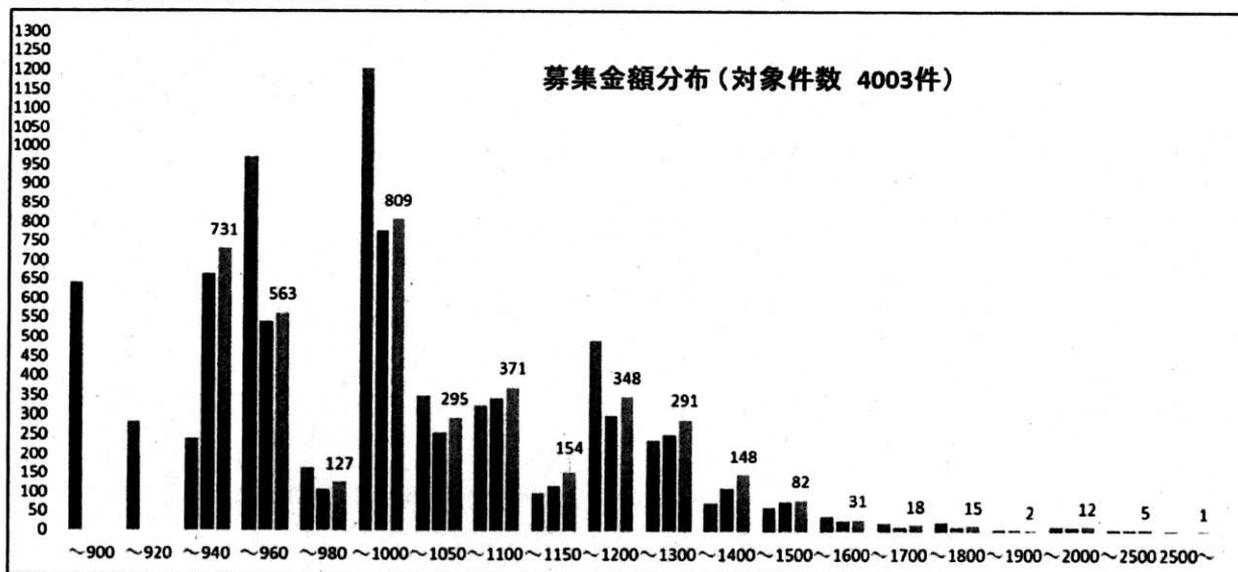
2019年4月比で、平均値 33.8 円増加、最賃引き上げ額は 28 円。(差額約 6 円)

※2019年10月比では、平均値 8.4 円増

(2) 業種別集計結果

20年	2	24	711	22	504	553	10	23	440	742	15	0	309	650	0	4,005
	0.0%	0.6%	17.8%	0.5%	12.6%	13.8%	0.2%	0.6%	11.0%	18.5%	0.4%	0.0%	7.7%	16.2%	0.0%	100.0%
19年	14	53	835	81	413	1025	11	12	908	723	47	0	397	755	0	5,274
	0.3%	1.0%	15.8%	1.5%	7.8%	19.4%	0.2%	0.2%	17.2%	13.7%	0.9%	0.0%	7.5%	14.3%	0.0%	100.0%
	930	1,080	1,093	1,342	1,124	1,011	1,135	1,022	997	1,122	1,202	***	1,133	1,029	***	1,041
	1,070	1,033	1,086	1,300	1,056	988	1,105	963	981	1,078	1,189	***	1,130	1,008	***	1,015
	-140	47	7	42	68	23	30	59	16	44	13	***	3	21	***	26

(3) 募集時給額の分布…



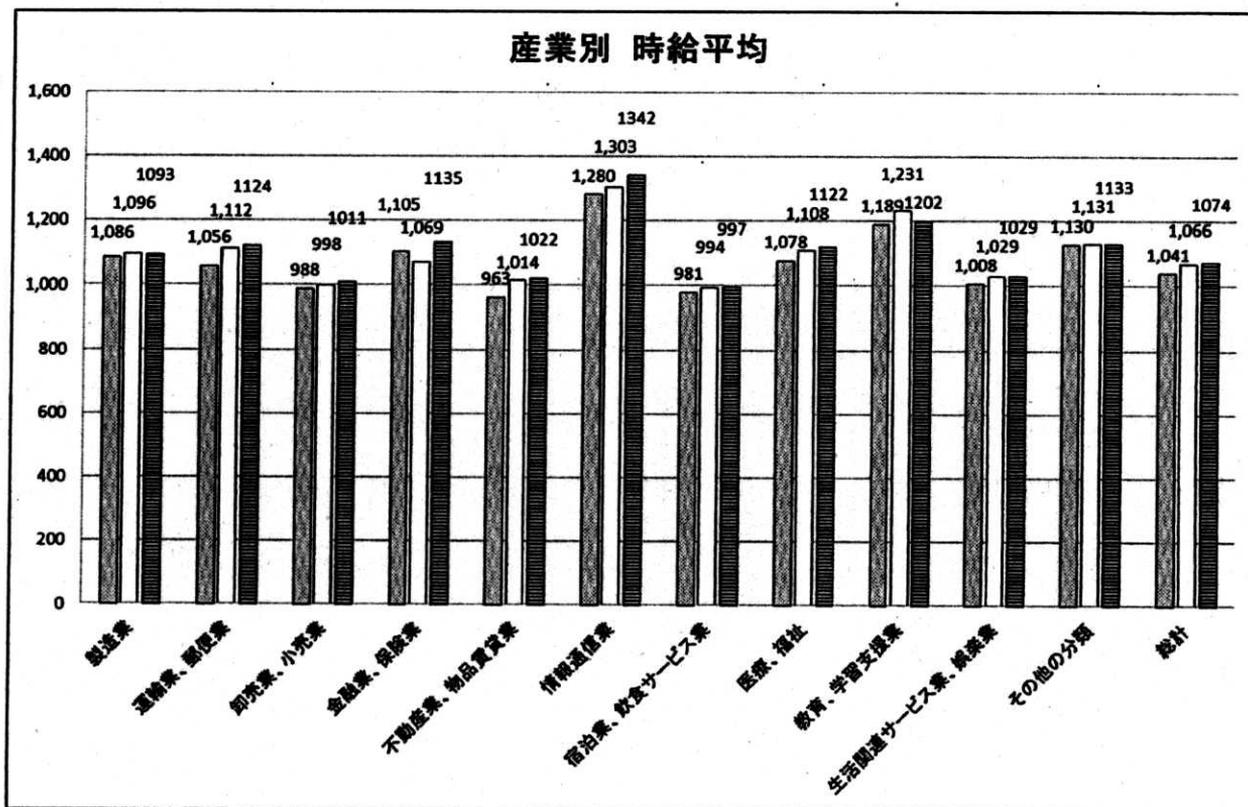
昨年からの特として、最多募集数が 981 円～1000 円となり、もっとも多く募集されている時給額が 1000 円となっていることが今回も傾向として示された。一方で 2 番目に多い時給額は 926 円～940 円であることから、最賃額を基準に時給を調整している企業（業種）も一定数あることが示されている。

(4) 業種別の平均募集時給額

グラフ右が2020年、真ん中が2019年(秋)、左が2019年(春)

- 昨年比(春)で値上がりした業種……11業種(農業・建設業は昨年の募集がないので除外)
- 昨年比(春)で値下がりした業種……0業種

①業種別平均賃金グラフ



②業種別平均賃金の特徴

今回の募集で平均が1,000円未満の業種

- 1) 宿泊業・飲食サービス業の996.55円(440件)
- 2) 農業・林業930円(2件)

※農業は、件数が2件しかいないため、実質は飲食関係のみであり、400件超の平均は996.55円とほぼ1000円の水準には達している。

卸売・小売業で多い募集

- 1) コンビニエンスストア
- 2) スーパー(マルエツ・マミーマート等)
- 3) ドラッグストアなど大手の名前が目立つ。

行ラベル	平均時給額	件数
その他	1132.76	309
医療・福祉	1121.96	742
飲食・宿泊	996.55	440
運輸業	1124.23	504
卸売・小売	1011.27	553
教育・学習支援	1201.80	15
金融・保険業	1135.00	10
建設業	1080.42	24
情報通信業	1341.64	22
生活関連サービス	1029.15	650
製造業	1092.76	711
農業・林業	930.00	2
不動産業	1022.17	23
総計	1074.40	4005

③全国チェーンと地場企業の募集比較

一覧表 2020年

対象企業	時給額平均	募集件数
全国チェーン	987.38	172
医療・福祉	950.00	1
飲食・宿泊	994.60	60
運輸業	1064.00	5
卸売・小売	978.85	102
情報通信業	1050.00	1
製造業	995.00	2
不動産業	1000.00	1
その他の企業	1078.25	3832
その他	1132.05	308
医療・福祉	1122.23	741
飲食・宿泊	996.86	380
運輸業	1124.89	499
卸売・小売	1018.61	451
教育・学習支援	1201.80	15
金融・保険業	1135.00	10
建設業	1080.42	24
情報通信業	1355.52	21
生活関連サービス	1029.15	650
製造業	1093.04	709
農業・林業	930.00	2
不動産業	1023.18	22
総計	1074.35	4004

(5) 自治体別の時給比較

※30件以下の募集をのぞくと1,000円以下の平均時給はなしとなる。現在(2020年4月)の民間の時給相場としては全職種平均で1,000円の水準といえる。

県北の熊谷市(127件)、深谷市(126件)、本庄市(70件)も1,000円以上の平均額であることから、県南・県北という地域格差よりもその地域で募集の多い業種による影響が大きいことが今回の調査でも結果として示された。

自治体非正規職員の時給(一般事務職)では、県北や町村が低い傾向があり、民間とは時給水準に乖離がみられる。

自治体名	平均時給額	件数
さいたま市	1062.95	700
ときがわ町	1138.33	6
ふじみ野市	1001.90	20
伊奈町	1090.17	36
羽生市	1109.24	71
越生町	990.00	2
越谷市	1085.53	180
横瀬町	1150.00	1
桶川市	1056.61	28
加須市	1114.57	74
滑川町	1227.06	17
寄居町	1084.26	23
吉見町	1062.62	37
吉川市	1062.39	28
久喜市	1112.90	94
宮代町	1136.00	5
狭山市	1080.11	63
熊谷市	1047.21	127
戸田市	1054.93	187
幸手市	1100.26	23
行田市	1079.53	72
鴻巣市	1060.00	32
坂戸市	1046.00	25
三郷市	1096.64	94
三芳町	1018.31	29
志木市	1106.43	14
春日部市	1041.68	122
所沢市	1101.40	109
小川町	997.00	14
松伏町	928.67	3
上尾市	1049.07	81
上里町	1070.00	13
新座市	1019.85	27
深谷市	1075.60	126
神川町	1222.66	7
杉戸町	1129.87	39
川越市	1089.63	231
川口市	1078.40	410
川島町	1123.94	33
草加市	1093.14	142
秩父市	1031.20	5
朝霞市	1121.50	20
長瀨町	930.00	2
鶴ヶ島市	1083.23	22
東松山市	1060.42	157
日高市	1027.64	22
入間市	1057.32	63
白岡市	1105.10	39
八潮市	1051.49	74
鳩山町	1522.50	4
飯能市	1008.22	18
美里町	1286.00	5
富士見市	1017.04	23
北本市	1020.00	22
本庄市	1072.40	70
毛呂山町	1060.00	6
嵐山町	1069.86	28
蓮田市	1102.89	19
和光市	1113.95	19
蕨市	1055.09	35
総計	1074.23	3998

2019年 全自治体訪問行動 事前アンケート (市)

市町村名		2. 貴自体が雇用している非正規職員について教えてください					
		(2) 非正規職員の賃金額 (①、②は主要な業務の額)					
		① 一般事務	② 保育士			③ 時給の一番低い職種	
	時給 (円)	時給 (円)	日給 (円)	月給 (円)	時給 (円)	職種名	
1	さいたま市	930	1,100		187,160	930	事務補助
2	川越市	910	1,020		175,380	900	作業員補助、保育園夏季アルバイト、教育委員会臨時業務員
3	熊谷市	930	1,170	8,400		930	一般事務等
4	川口市	940	1,210		168,300	940	一般事務
5	行田市	930	1,150			930	一般事務等
6	秩父市	913	971			913	一般事務
7	所沢市	940	1,000			940	事務職、屋内現業職
8	飯能市	900	1,050		185,000	900	事務職員
9	加須市	940	1,300			940	一般事務等
10	本庄市	929	954	7,400		929	一般事務、給食調理員
11	東松山市	930	1,130			930	一般事務
12	春日部市	930	1,000		170,100	930	事務職、一般用務員
13	狭山市	900	1,010	8,550		900	一般事務等
14	羽生市	930	1,128			930	一般事務
15	鴻巣市	930	980			930	事務補助
16	深谷市	940	1,100			940	一般事務
17	上尾市	930	1,130		172,400	930	一般事務
18	草加市	960	1,060			940	一般事務(短時間)
19	越谷市	960	1,080		166,300	960	事務職
20	蕨市	930	1,080	9,300	200,000	900	公園管理
21	戸田市	930	960	10,650		930	事務職(乙)
22	入間市	900	950			900	事務職他
23	朝霞市	960	1,130		227,200	960	事務補助員
24	志木市	930	1,250			930	事務補助等
25	和光市	970	1,260	9,800		970	一般事務
26	新座市	920	1,200			920	事務員等
27	桶川市	940	1,140			940	一般事務補助
28	久喜市	930	1,200			930	一般事務
29	北本市	930	1,030			930	一般事務
30	八潮市	950	1,050			950	一般事務、技能員、学校事務員
31	富士見市	930	該当なし	8,670	190,330	930	一般事務職
32	三郷市	920	1,050		189,700	900	学校給食事務員、学校校務員
33	蓮田市	900	1,010			900	一般事務他
34	坂戸市	940	1,120			940	一般事務
35	幸手市	900	1,100			900	一般事務
36	鶴ヶ島市	930	1,100		175,000	930	事務職員、夏季調理補助員、用務員、小学校算数学力向上支援員
37	日高市	930	950			930	事務補助員、給食運搬員、業務員、用務員、申告受付員
38	吉川市	950	1,100			930	用務員、調理員、配膳員
39	ふじみ野市	930		9,660		930	一般事務
40	白岡市	900	1,041	8,068		900	一般事務
	市平均	930	1,086	8,944	183,906	927	

2019年 全自治体訪問行動 事前アンケート（町村）

市町村名		2. 貴自治体が雇用している非正規職員について教えてください					
		(2) 非正規職員の賃金額 (①、②は主要な業務の額)					
		① 一般事務	② 保育士			③ 時給の一番低い職種	
	時給 (円)	時給 (円)	日給 (円)	月給 (円)	時給 (円)	職種名	
41	伊奈町	900	990			900	一般事務
42	三芳町	900	1,090		199,300	900	事務職、図書館員、資料館員、用務員、児童厚生補助員
43	毛呂山町	905	1,200			900	電話交換手、保育補助、道路工夫、用務員、学校図書整理員、給食補助員、発掘調査員、文化財調査及び整理作業
44	越生町	930	1,010			930	一般事務
45	滑川町	900				900	一般事務職
46	嵐山町	910				910	一般事務
47	小川町	910	1,030	8,000		910	一般事務、単純労務職員
48	川島町	930	1,110			900	学校用務員、給食配膳員
49	吉見町	950	1,200	9,300		950	一般事務、単純労務職
50	鳩山町	900	1,000			900	一般事務
51	ときがわ町	910	1,200	9,300	195,300	910	一般事務補助、用務員、アライグマ捕獲員
52	横瀬町	930	1,050			930	一般事務
53	皆野町	900	920			900	プール監視員、給食調理員ほか
54	長瀨町	900					
55	小鹿野町	910	1,050		161,400	910	一般事務
56	東秩父村	910	1,020	7,905		900	用務員
57	美里町	900				900	一般事務
58	神川町	900	930	7,400		900	一般事務
59	上里町	920			177,000	920	
60	寄居町	930	1,050	8,138	170,898	930	一般事務
61	宮代町	940	1,200			940	一般事務
62	杉戸町	900	1,200	9,300	195,300	900	事務補佐員、用務員、遺物整理作業員
63	松伏町	960	1,050			930	臨時職員
町村平均		915	1,072	8,478	183,200	912	

全県集計	最高	970	1,300	10,650	227,200	970	
	最低	900	920	7,400	161,400	900	
	平均	924	1,082	8,740	183,670	922	

※2019年4月時点（最賃 898 円）の状況についてのアンケート調査

2019年11月に全自治体との懇談を行い、10月以降の時給の改定については確認済み
最も低い時給が一般事務職以外の自治体については職種名を記載している

※全県平均の924円は、当時（2019年4月調査）の民間募集時給1040.6円と100円以上の差があり、自治体職員の低時給が明らかになっている

(6) 東京と埼玉のコンビニの時給比較

※(2020年1月30日WEBでの求人情報による募集)

①セブンイレブン 草加柳島南店(埼玉県草加市)

谷塚駅(東武スカイツリーライン)より徒歩20分

コンビニスタッフ

給与

時給(1)986円、(2)926円、(3)926円、(4)926円、(5)1158円

勤務時間

(1)6:00~9:00、(2)9:00~13:00、(3)13:00~17:00

(4)17:00~22:00、(5)22:00~6:00

②セブンイレブン 草加西町保健所通り店(埼玉県草加市)

草加駅西口より徒歩8分

コンビニスタッフ

給与

時給(1)1030円、(2)930円、(3)930円、(4)930円、(5)1170円

勤務時間

(1)6:00~9:00(2)9:00~13:00、(3)13:00~17:00

(4)17:00~22:00、(5)22:00~6:00

③セブンイレブン 足立栗原4丁目店(東京都足立区)

竹ノ塚駅(東武スカイツリーライン)より徒歩10分

コンビニスタッフ <2月中旬オープン!!>

給与

時給(1)(2)(3)(4)1013円、(5)1266円(5-6時:1013円)

勤務時間

(1)6:00~9:00、(2)9:00~13:00、(3)13:00~17:00

(4)17:00~22:00、(5)22:00~翌6:00

④セブンイレブン 足立伊興小西店(東京都足立区)

竹ノ塚駅(東武スカイツリーライン)/舎人公園駅(日暮里舎人ライナー)徒歩10分

コンビニスタッフ

給与

時給(1)1220円、(2)1020円、(3)1020円

勤務時間

(1)6:00~9:00、(2)17:00~19:00、(3)17:00~22:00

※この4店舗は、草加駅周辺から自転車で通勤可能な範囲内

3. 最低生計費調査結果について

1. 最低生計費の考え方と調査方法

①最低生計費について

今回試算する「最低生計費」は、単なる「生命や肉体の維持」という水準ではなく、現代の「文化的な生活様式」を満たし得る最低限度の社会的再生産の水準とした。現在ある住宅・教育などの社会的「生活基盤」や社会保障・社会福祉制度を前提として、その基礎の上に立った消費生活の必要最低限度の「基準」として試算している。

②調査方法について

調査方法は、マーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用。これは、最低生計費調査で明示する消費生活の内容を、品目別に一つ一つ積み上げていく方法で、この調査方式によって最低生計費の内容を品目別に具体的に提示することとなり、その当・不当について議論し、合意形成をはかることができる。

各世代の持ち物については、アンケートの回答で70%以上の人が「所持している」と回答したものを基準に品目を整理した。

最低生計費調査結果 東京と埼玉の比較

調査年	2016年	2019年		
	埼玉	東京（北区）	東京（世田谷区）	東京（新宿区）
対象モデル	25歳男性	25歳男性	25歳男性	25歳男性
居住面積（賃貸）	1K25㎡	1ルーム25㎡	1ルーム25㎡	1ルーム25㎡
食費	38,610	44,361	44,361	44,361
住居費	52,500	57,292	65,625	76,042
光熱・水道費	6,867	6,955	6,955	6,955
家具・家事用品費	4,781	2,540	2,540	2,540
被服・履物費	6,906	6,806	6,806	6,806
保健医療費	3,366	1,009	1,009	1,009
交通・通信費	19,635	12,075	12,171	6,469
教育費	0	0	0	0
教養娯楽費	20,225	25,577	25,577	25,577
その他（交際費等）	20,634	23,189	23,689	24,689
予備費（貯蓄等）	17,300	17,900	18,800	19,400
最低生計費計 （税・社会保険抜き）	190,824	197,704	207,533	213,848
非消費支出 （税・社会保険等）	51,055	51,938	51,938	51,938
最低生計費・月収 （一時金・税込み）	241,879	249,642	259,471	265,786
最低生計費・年収 （一時金・税込み）	2,902,548	2,995,704	3,113,652	3,189,432
最低生計費時給額 （173.8時間換算）	1,392	1,436	1,493	1,529
最低生計費時給額 （150時間換算）	1,613	1,664	1,730	1,772
埼玉県最低賃金額	926	1,013		

各位

最低賃金の改善のため、中小企業支援の拡充を求める提案

2020年6月

はじめに

埼玉労連は、全労連が策定した「全国最賃アクションプラン」に基づき、全国一律最賃制の創設に向けたとりくみを行ってきましたが、大きく広がった隣接県との地域間格差の是正には、多くの壁が立ちはだかっています。とりわけ急激な最賃額の引き上げは中小零細企業の経営を圧迫することが懸念され、地域の経営者団体との意見交換においても、中小企業支援策が欠かせない課題となっています。

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることに敬意を表するとともに、コロナ禍における現況の経済危機を乗り越えるためにも、中小企業の経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げること、引き上げを担保するための政府支援の強化が必要です。そもそも、今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象とし、大企業や株主の利益を優先してきたことが、日本経済の基盤を衰弱させ、被害を甚大にしている原因です。今求められているのは、国内総生産の約6割を占める個人消費の拡大への方向転換であり、大企業優先・富裕層厚遇から、最低賃金引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げと、中小企業への大胆な財政支出などによって、持続的な経済発展への道筋をつくることです。

今回のコロナ禍の経済悪化からの復興は、一定の期間を必要とすると思われます。それだけに、一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる手立てが求められます。それが、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を実現する道です。そして、最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的な強化が欠かせません。日本経済の鍵を握る中小企業を活性化させ、個人消費を拡大させるためにも、全国一律最賃制を確立させ、地方における経済の活性化を図り、すべての地方で最低賃金を早期に1000円以上の水準にすることが必要だと考えます。

特に埼玉県においては、隣接する東京都との最賃額87円の格差をなくすことがとりわけ重要であると思われることから、地域の中小企業をとりまく環境などもふまえながら、全国一律最賃制の確立と、中小企業支援の抜本的強化を一体とする基本的な考え方を示し、関係団体などとの懇談を行いながら、具体的要求としてまとめることをめざすものです。

1. アベノミクスと経済情勢

安倍政権は、誕生した際に『アベノミクス』による大規模な金融緩和策を行ってきました。それにより、見かけ上は経済成長が続いていますが、国民生活と直結する「個人消費」は低迷したままとなっています。その最大の要因は、賃金の上昇がないことです。そのため、デフレからの脱却ができないばかりか、消費税増税や社会保険料などの負担増による個人消費の低迷に繋がっています。

その一方で、少子化の影響を受け、求人倍率は高い水準で推移しています。そのため中小企業では、人員の確保に苦渋している状態が続いています。人材確保のため初任給引き上げや求人募集賃金の引き上げなどが行われていますが、多くの中小企業は消費税の増税分を価格に転嫁できず、経営環境は厳しい

状況にあります。中小企業は日本経済を支えるとともに地域経済の要であり、地域活性化には中小企業に対する支援を拡充し、経済の好循環を生み出すことが求められています。

2. 最低賃金の改定状況

最低賃金の推移については、この間の政府による3%程度の引き上げ目標に従い、3%程度の引上げを続けていますが、率による引き上げは、元々最賃が高い地域をより高く引き上げることとなり、低い水準の地域との格差を広げてしまいました。そのため、2010年には最高額と最低額の格差が179円であったものが2019年には223円へと拡大しています。

こうした状況を危惧した地方の議員を中心に、2019年に自民党内に「最賃一元化議員連盟」が発足するなど、地域間格差の是正を求める政治的な動きも強まっています。

3. 現行の中小企業支援策

中小企業に対する支援策は、中小企業庁がとりまとめており、その内容は「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」「商業・地域サポート」「分野別サポート」と多岐にわたります。

しかし、国の予算額で見れば2018年度補正を含む当初予算は2,634億に過ぎず、中小企業3,578,176社（2016年経済センサス）に均等に割ると、1社あたり7万円程度にしかありません。

また、全労連の要求で実現した「業務改善助成金」は、最低賃金の引き上げへの対応が図られるような制度として創設されましたが、自民党政権による改悪によって生産性向上の条件がつけられ、非常に使い勝手の悪いものとなっています。実際に、中小企業庁がまとめた『中小企業白書』の中で、2018年度の中小企業をとりまく状況について、「とりまく状況は改善傾向にあるとしながらも、大企業に比べ価格への転嫁が進んでおらず、設備の老朽化が進んでいることなどから、設備投資や取引条件の改善施策を行うことが重要」としており、賃金引き上げへの直接的な助成には踏み込もうとしません。

4. 埼労連の考える中小企業支援策

埼労連は、全国一律最賃制の実現及び最低賃金の大幅引き上げを求めて運動を進めてきました。運動では、2016年に生計費の実態調査も行い、「埼玉県（さいたま市）で25才単身労働者が普通の暮らしをするためには時間単価1600円以上（月150時間労働）が必要」であることを明らかにしてきました。

同時に、最低賃金1500円以上を実現するには、労働者の大多数が雇用されている中小企業における状況を見ておかなければなりません。日本の中小企業は、全企業359万社の約99%を占めており、中小企業に従事する労働者も68.8%（2016年経済センサス）と雇用でも大きな位置を占めています。

一方、厚生労働省の労働組合基礎調査（2019年）によると、99人以下の事業所で0.8%、100～999人の事業所で11.4%の労働者しか労働組合に組織されておらず、労使関係による労働条件決定が及んでいないのが実態です。

最低賃金額の引上げでは、最低賃金引き上げの影響率（全国平均）が2008年度の2.7%から、2018年度には13.8%へと急上昇するなど、多くの労働者に直接影響する状況が拡大してきています。最低賃金引き上げの影響力の高まりとともに、多くの中小企業から経営への懸念と引き上げに対する支援の必要性が訴えられています。こうしたことから、雇用の大部分を占める中小企業に対し、最低賃金の大幅引き上げの影響を緩和するための支援策を充実させるべきと考えます。

中小企業に対する支援には、大企業との取引条件を適正なものとしていくことともに、直接的支援に加え、税制をはじめとする間接的な支援を行うことなどが求められます。また、臨時的措置と恒常的措置とを組み合わせながら、最賃格差の大きい地域に応じた支援策も考えなければなりません。いずれにしても、中小企業それぞれの特性を生かすこと、地域に根ざす企業が多いことから、地域との関係を強化することで地域経済の活性化にも結びつけていくことが求められます。

その具体化として、①中小企業予算の大幅な増額、②最賃の大幅引き上げの緩和措置として中小企業への直接補助及び社会保険料などの減免、③大企業との公正な取引の実現、④地域における中小企業向けの有効需要の創設などを図ることが必要と考えます。

国・地方自治体に要望する具体的な支援施策について

(1) 最低賃金引き上げに対する直接的支援として、新たな助成金制度を求めます

賃金を改善した事業所への助成について、法定の最低賃金が引き上げられたことにより、賃金の改善を行わなければならなくなった事業所に対し、経営状態なども勘案した上で、事業規模に応じた助成を行うものに改正するよう求めます。

具体的には、業務改善助成金の支給要件において、最低賃金 1500 円への引き上げを目標として設定し、差額を直接支援するものへの改正を要望します。支給額は、賃金の引き上げ分を対象とし、支給期間については、最低賃金引き上げ後から 1 年間とします。

(2) 社会保険料の減免制度を設けることを求めます

中小企業の経営者からは、賃金引き上げに伴う社会保険料負担の大きさに対する不安の声が挙げられています。法人税と違い、利益の有無にかかわらないため、中小企業の負担が大きいことから、減免・軽減措置を講ずることが適当と考えます。

①健康保険料の負担軽減について

2019 年度の埼玉県健康保険料率は 9.81% に設定されています。この金額を労使で折半することが定められていますが、賃金引き上げによって事業主の保険料負担が増えるため、中小企業の負担は大きくなります。したがって、保険料の事業主負担について、事業規模に応じた減免制度を設けます。

②年金保険料の負担軽減について

厚生年金保険料は、保険料率の引上げが終了し、2018 年 10 月から 18.3% となっています。労使ともに最大の保険料率となっており、特に負担が大きいため、保険料・使用者負担分について、事業規模に応じた減免制度を設け、賃金引き上げとともに加入者拡大につなげます。

③介護保険料の負担軽減について

介護保険料は、協会けんぽで 1.73% とされ、健康保険料と合算して徴収されています。したがって、40 才以上の労働者に対する保険料事業主負担について、健康保険と同様の減免制度を設けます。

(3) 消費税率の見直しを求めます

消費税の引き上げにより、中小零細企業の廃業などが相次いでいることから、速やかに税率を 5% に引き下げ、廃止をめざします。

(4) 事業承継税制など税制の改正を求めます

事業承継については、中小企業庁による相談対応、「事業引継支援センター」の設置、「事業承継補助金」、「税制措置（非上場株式等にかかる相続税免除、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税の納税猶予・免除など）」「経営承継円滑化法による総合的支援」などが行われています。

相続税・贈与税の納税猶予・免除措置について、2028年12月31日までとなっている時限措置を延長もしくは恒久措置とすることを求めます。また、総合的支援窓口の拡充を求めます。

(5) 公契約条例の制定を求めます

公契約の受注を請け負う企業が、労働者の賃金引上げの保証ができるよう、適正な公契約を行うための法・条例の制定を求めます。

以上